

第9回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨 (2023年10月10日)

I 日時：

2023年10月10日(火) 10:00~11:50

II 場所：

日本公認会計士協会 ホール2/オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、遠藤元一、後藤敏文、佐藤淑子、前原康宏、
弥永真生、齊藤貴文(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会(説明者)

後藤紳太郎(副会長)、西田俊之(常務理事)、樋口誠之(委員長)、
山田雅弘(副委員長)、武藤智帆(副委員長)

IV 議事要旨：

倫理規則の改正公開草案について

担当副委員長から、2022年から2023年までにおける国際会計士倫理基準審議会(The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) 倫理規程改訂(テクノロジー、上場事業体及び社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entity: PIE)の定義、業務チームの定義及びグループ監査)を踏まえた倫理規則改正及び倫理規則における「守秘義務」の用語の見直しに関して、改正の概要や論点等について説明がなされた。

【主なご意見】

<テクノロジー・守秘義務>

- 倫理規則において「秘密」が「秘密情報」に改正される場合、公認会計士法第27条における守秘義務の規定には影響を与えないという理解でよいか。

(質問への回答)

- 公認会計士法第27条の規定や解釈に影響はないと考えている。

- 「守秘義務」を「秘密保持」に改正した背景としては、テクノロジーに関する倫理規則の改正の一環として、守秘義務に関する規定の見直しを行い、その中で守

秘義務ではなく秘密保持という用語が適切という結論に達したという理解でよいか。

- 現行の「守秘義務の原則」と改正後の「秘密保持の原則」の違いは何か。

(質問への回答)

- 「守秘義務」という場合には、いわゆる義務を意味することとなるが、昨今のテクノロジーの発展を踏まえると、会員が業務においてデータを扱う状況が増えており、常に秘密というものを考える必要が生じているため、「守秘義務」ではなく「秘密保持」という用語に見直しを行った。

- 守秘義務の原則から秘密保持の原則に改正することにより、自主規制として設けている基本原則であることを強調するとあるが、自主規制であることを強調すると、心構えとして行えばよいと捉えられ、現状よりも弱まる印象を受けた。

(質問への回答)

- 会員が遵守しなければならない自主規制の根本となる基本原則であることを強調することにより、むしろ自主性を高めるものと考えている。その意図が伝わるよう解説の見直しを行いたい。

<社会的影響度の高い事業体の定義>

- 倫理規則改正案 R400.25 項において「利害関係者にとっての情報の適時性及び入手のしやすさを考慮した上で、適切と考えられる方法により当該事実を開示しなければならない」とあるが、当該事実とは具体的に何を指すのか。

(質問への回答)

- 当該事実とは、会計事務所等が事業体の財務諸表の監査において、PIE に対する独立性に関する要求事項を適用している事実を指す。

- 今回の改正により、会計事務所等が自主的に PIE として扱う可能性がある事業体の例示があれば共有いただきたい。

- 会計事務所等が自主的に PIE として扱う事業体についても、通常の PIE と同様の取扱いが求められるのか。

(質問への回答)

- 会計事務所等は、事業体の実態を踏まえて、PIE として扱うかどうかを決定することが推奨されることとなる。現状においても、現行の倫理規則第 400.8 項(1)に基づき、一定規模以上の信用金庫等を PIE として扱うことがある。
- 現行の取扱いとしては、会計事務所等が自主的に PIE として扱う事業体についても、通常の PIE と同様の取扱いが求められている。

- PIE の概念を広く捉え過ぎることにより、会計事務所等に過度な負荷を強いることを懸念する。この辺りは慎重に判断していただきたい。
- 「公に取引されている事業体」の範囲を広げる場合には、監査の担い手に関し、JICPA や業界全体として、その監査業務に対する十分な人的リソースを確保できる施策を、慎重に検討いただきたい。
- 我が国においては、公認会計士法上の大会社等の全てが PIE に該当し、資本金 100 億円又は負債総額 1,000 億円以上の会計監査人設置会社は PIE に該当する。一方、欧米にはこのような規制がなく、我が国の PIE の範囲は、相対的に広い懸念がある。今後、PIE に対する監査の厳格化も想定されるため、国際的な整合性を確保できるように、PIE の範囲を検討いただきたい。

(質問への回答)

- 資本金 100 億円又は負債総額 1000 億円以上の会計監査人設置会社は、公認会計士法上の大会社等に該当するため、PIE として取り扱われる。
- PIE の範囲に関しては、我が国の実情も考慮して、慎重に検討を行いたい。

<業務チームの定義及びグループ監査>

特に質疑応答は行われなかった。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上